

## 臨床研修病院の研修医の令和9年度募集定員について

医師法（昭和23年法律第201号）に基づき、国が定める都道府県ごとの上限の範囲内で県が設定することとなっている臨床研修病院の研修医の令和9年度募集定員について、次のとおり設定する。

なお、令和9年度募集定員については、令和8年4月10日までに国へ報告する。

## 1 臨床研修病院の募集定員（案）

(1) 国から示された県の募集定員の上限（資料4-2）

令和9年度 186名（対前年増減▲2名）

(2) 各臨床研修病院の募集定員

令和8年1月9日開催の岡山県臨床研修病院会議において調整済み

臨床研修病院	令和9年度定員	対前年増減
川崎医科大学附属病院	34	0
岡山大学病院	34	▲2
倉敷中央病院	27	▲2
岡山赤十字病院	14	0
岡山医療センター	15	0
岡山済生会総合病院	11	0
岡山市立市民病院	10	0
川崎医科大学総合医療センター	13	0
岡山労災病院	4	0
津山中央病院	8	0
岡山協立病院	4	0
倉敷成人病センター	2	0
水島協同病院	2	0
水島中央病院	2	0
岡山中央病院	2	0
合 計	182	▲4
自治医師含めた合計	186	▲2

## ＜算定方法＞

① 国が定める本県の募集定員上限186名から、自治医師4名※に係る定員を除いた募集定員182名を、令和8年度の各臨床研修病院の募集定員の割合に応じて按分

※ 自治医師は、臨床研修病院かつへき地医療拠点病院である岡山済生会総合病院、岡山赤十字病院及び津山中央病院に別枠で加算

② 県は、①による募集定員案を臨床研修病院に提示。病院間で調整があった場合は、その結果を募集定員案に反映

③ ②による募集定員案は、岡山県臨床研修病院会議での話し合いで最終調整

## 2 基礎研究医プログラムの募集定員（案）

国が定める病院ごとの募集定員とする。

(参考) 医師法 (昭和23年法律第201号)

- 第十六条の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六条の八において同じ。）の定員を定めるものとする。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
  - 3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。
  - 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。
  - 5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
  - 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
  - 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

事 務 連 絡  
令和 7 年 12 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師臨床研修推進室

令和 9 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。

標記については、令和 7 年 12 月 5 日に開催した医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 3 第 1 項に基づき、令和 9 年度から臨床研修を開始する研修医の定員を別紙のとおり決定しましたのでご連絡します。

つきましては、令和 8 年 4 月 10 日（金）までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、別紙に記載の募集定員上限の範囲内で管内臨床研修病院の定員配分及び当該定員の算定方法について、管轄する地方厚生局医事課宛てご提出願います。

なお、基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（基礎研究医プログラム）にかかる定員については、別途通知することを申し添えます。

# 令和9年度臨床研修 都道府県別募集定員上限

別紙

	R8年度募集定員上限	R8年度病院募集定員合計	基本となる数 (全国の研修医総数推計値を人口 分率や医学部入 学定員で按分) (※1)	地域枠による 加算 (※2)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算 の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					1%まで戻す ための追加配 分	R9募集定員 上限 (※5)
					地理的条件(100km キロメートルあたりの 医師数)による加算 (※3)	地理的条件(離島の 人口、離島の数)による 加算	医師少数区域の 人口に応じた加算	都道府県間の医師 偏在状況に応じた 加算		直近(R7年度) の採用数	①×0.99と ②のうち 少ない方	仮上限に不足 数	仮上限と昨年 実績との差	仮上限から削 る数(不足数の 合計を⑨で按 分)		
					④-1	④-2	④-3	④-4		⑤	⑥	⑦	⑧ (⑦-⑤)	⑨ (⑤-⑥)		
	①	①'	②	③	④				⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫ (⑤+⑧-⑩+⑪)
北海道	412	412	354	19	36	2	0	0	407	331	0	0	0	0	1	408
青森	160	149	99	65	10	0	0	0	173	91	0	0	82	13	0	160
岩手	139	118	97	44	10	0	0	0	150	72	0	0	78	12	0	138
宮城	214	214	190	8	14	1	0	0	211	185	0	0	0	0	1	212
秋田	105	103	76	36	8	0	0	0	119	65	0	0	54	8	0	111
山形	131	120	86	26	9	1	0	0	121	69	0	0	52	1	0	120
福島	183	163	122	58	13	0	0	0	192	129	0	0	63	10	0	182
茨城	270	234	197	64	0	0	0	0	259	205	0	0	54	8	0	251
栃木	185	185	159	17	12	0	0	0	186	170	0	0	0	0	0	186
群馬	158	153	133	21	10	0	0	0	162	111	0	0	51	8	0	154
埼玉	518	518	515	32	0	0	0	0	540	456	0	0	0	0	0	540
千葉	494	494	439	74	0	0	0	0	507	467	0	0	0	0	0	507
東京	1,254	1,254	1,195	22	0	7	1	0	1,211	1,248	1,241	30	0	0	0	1,241
神奈川	658	658	648	23	0	0	0	0	664	634	0	0	0	0	0	664
新潟	214	214	147	29	11	11	0	0	197	154	0	0	0	0	15	212
富山	105	105	85	18	6	0	0	0	108	88	0	0	0	0	0	108
石川	127	127	93	7	7	1	0	0	107	111	111	4	0	0	15	126
福井	86	86	62	9	5	0	0	0	76	54	0	0	0	0	9	85
山梨	105	83	67	48	5	0	0	0	119	58	0	0	61	9	0	110
長野	174	174	139	24	10	0	0	0	172	143	0	0	0	0	0	172
岐阜	178	178	134	37	10	0	0	0	179	171	0	0	0	0	0	179
静岡	303	303	248	62	0	1	0	0	308	287	0	0	0	0	0	308
愛知	551	551	524	37	0	1	0	0	555	552	0	0	0	0	0	555
三重	168	168	120	49	9	1	0	0	178	154	0	0	0	0	0	178
滋賀	124	124	102	14	8	1	0	0	124	115	0	0	0	0	0	124
京都	250	250	197	7	0	0	0	0	203	249	248	45	0	0	0	248
大阪	630	630	615	16	0	0	0	0	623	634	624	1	0	0	0	624
兵庫	400	400	375	18	0	2	0	0	390	402	396	6	0	0	0	396
奈良	123	123	104	16	0	0	0	0	119	122	122	3	0	0	0	122
和歌山	119	119	74	34	6	0	0	0	113	108	0	0	0	0	5	118
鳥取	82	82	46	37	4	0	0	0	85	43	0	0	0	0	0	85
島根	85	75	55	28	4	5	0	0	91	55	0	0	36	6	0	85
岡山	188	188	154	3	11	1	0	0	168	162	0	0	0	0	18	186
広島	203	203	190	20	0	3	0	0	211	179	0	0	0	0	0	211
山口	125	125	108	14	8	1	0	0	130	105	0	0	0	0	0	130
徳島	78	78	59	14	5	1	0	0	77	49	0	0	0	0	0	77
香川	100	100	77	11	0	10	0	0	97	64	0	0	0	0	2	99
愛媛	126	126	107	21	8	4	0	0	139	81	0	0	0	0	0	139
高知	92	92	56	34	4	1	0	0	93	49	0	0	0	0	0	93
福岡	399	399	402	4	0	1	0	0	402	372	0	0	0	0	0	402
佐賀	80	80	67	6	0	1	0	0	73	56	0	0	0	0	6	79
長崎	148	148	106	17	0	39	0	0	161	98	0	0	0	0	0	161
熊本	136	136	119	4	9	1	0	0	132	105	0	0	0	0	3	135
大分	101	101	92	13	7	1	0	0	112	75	0	0	0	0	0	112
宮崎	111	111	87	19	7	1	0	0	113	61	0	0	0	0	0	113
鹿児島	156	149	111	20	8	40	0	0	178	87	0	0	91	14	0	164
沖縄	156	156	107	17	0	38	0	0	160	153	0	0	0	0	0	160
計	10,904	10,759	9,338	1,214	274	177	1	0	10,895	9,429		89	622	89	75	10,970

(※1)「研修医総数推計値」は、令和9年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.90)を乗じて算出

→令和9年度研修希望者数推計値 10,376人×0.90=9,338人

(※2)地域枠学生数(実績)に今回の倍率(1.05)を乗じて算出

(※3)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算

(※4)②～④-2の合計が全国の募集定員上限(10,895人)を上回る場合、超過分を各都道府県の②「基本となる数」に応じて按分する形で調整

(※5)⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用数との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和8年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑨=0)とする

⑫の計算は、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%を上回る都道府県に対して、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%となるまで加算

また、広域連携型プログラムに係る対象人数は以下の通りとする。

東京都:62人以上(自都内:25人まで)、京都市:12人以上(自府内:5人まで)、大阪府:31人以上(自府内:0人)、岡山県:9人以上(自県内:4人まで)、福岡県:20人以上(自県内:8人まで)

(※6)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

# 令和9年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法（案）

## ■全国の募集定員上限（10,895人）

$$\text{研修希望者数（推計）（10,376人）} \times 1.05 \text{ ※1}$$

※1 令和9年度は1.05で据え置き

## ■各都道府県の募集定員上限

**①基本となる数**

$$\text{全国の研修医総数（9,338人）} \times \frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$$

\* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口)の1.2倍を限度

**① 人口**

$$\text{全国の研修医総数（9,338人※2）} \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

**② 医学部入学定員**

$$\text{全国の研修医総数（9,338人）} \times \frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

※2 研修医総数（推計）は、研修希望者数（推計）に、過去3年間の研修希望者数に対する採用人数の割合を乗じた数

### + ②地域枠による加算

$$\text{地域枠入学者数} \times 1.05 \text{ ※1}$$

### + ③地理的条件等による加算

- (1)100km<sup>2</sup>当たり医師数※3
  - (2)離島の人口※4
  - (3)医師少数区域の人口※5
  - (4)都道府県間の医師偏在状況※6
- ①,②,③(1)(2)の合計が全国の募集定員上限(10,895人)を上回る場合、超過分を各都道府県の①「基本となる数」に応じて按分する形で調整を行う

- ※3 100km<sup>2</sup>当たりの医師数が、全国平均よりも少ない都道府県は①×0.07、30未満の都道府県は①×0.1を加算
- ※4 ①× 離島人口×（離島数に応じた係数）/当該都道府県の人口 を加算
- ※5 ③(2)までを配分した後の未配分の数×「当該都道府県の医師少数区域の人口/全国の総人口」を加算
- ※6 ③(3)までを配分した後の未配分の数、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数を加算

### + ④激変緩和措置(直近の採用人数保障)

- ・ ①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和7年度）の採用人数よりも少ない都道府県は、令和7年度の採用人数と「令和8年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を当該都道府県の募集定員上限とする  
各都道府県の（「仮上限」 - 令和7年度採用数）
- ・ 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から  $\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和7年度採用数）の合計}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和7年度採用数）の合計}}$  に応じて定員を削減して捻出

ただし、「令和8年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする  
また、「仮上限」からの定員削減は、「令和8年度に病院に配分された定員の合計」を下回らない範囲での削減とする

離島数に応じた係数	
	係数
平均離島数未満の都道府県	3
平均離島数～+10の都道府県	3.33
平均離島数+11～+20の都道府県	3.67
平均離島数+21～の都道府県	4

※ 平均離島数（有人離島総数（303島）÷ 有人離島を持つ都道府県数（27都道府県））≒ 11.2

### + ⑤募集定員上限が、一定割合以上減少する場合の追加配分 ※上記10,895人に別途加算するもの

- ・ ①～④の結果、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%を上回る都道府県（令和8年度の募集定員上限を全て病院に配分している都道府県に限る）に対して、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%となるまで追加配分を行う。

（注）令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うこととしている。



令和9年度臨床研修病院募集定員に係る参考資料

1 臨床研修病院募集定員案の算定経過

	令和8年度	R9定員上限	前年度(R8)定員数の割合による按分		調整数	R9募集定員案前年比		
				端数切捨		定員	うち広域連携型プログラム	前年比
川崎医科大学附属病院	34	182 自治医-4	33.27	33		34	4	0
岡山大学病院	36		35.23	35		34	3	▲2
倉敷中央病院	29		28.38	28		27	2	▲2
岡山赤十字病院	14		13.70	13	1	14		0
岡山医療センター	15		14.68	14		15		0
岡山済生会総合病院	11		10.76	10	1	11		0
岡山市立市民病院	10		9.78	9	1	10		0
川崎医科大学総合医療センター	13		12.72	12	1	13		0
岡山労災病院	4		3.91	3	1	4		0
津山中央病院	8		7.83	7	1	8		0
岡山協立病院	4		3.91	3	1	4		0
倉敷成人病センター	2		1.96	1	1	2		0
水島協同病院	2		1.96	1	1	2		0
水島中央病院	2		1.96	1	1	2		0
岡山中央病院	2		1.96	1	1	2		0
合計	186		182.00	171	11	182	9	▲4
自治医師含めた合計	188				186	9	▲2	

■ は、へき地医療拠点病院であり、自治医師の加算がある病院。

※広域連携型プログラム：医師多数県の基幹型病院に採用された研修医が、医師少数県等の臨床研修病院においても一定期間（2年目に6か月以上）研修するプログラム。対象人数は、医師多数県の募集定員上限の5%

2 過去実績

	令和8(2026)年度採用			令和7(2025)年度採用			令和6(2024)年度採用			令和5(2023)年度採用			令和4(2022)年度採用		
	定員	内定者数	内定率	定員	採用実績	採用率									
合計	186	157	84	193	159	82	197	172	87	201	178	89	200	173	87
自治医を含めた計	188			195			201			202			203		

